

旭川医科大学初期臨床研修医研修資金貸与要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年9月18日学長裁定)

旭川医科大学初期臨床研修医研修資金貸与要項の一部を改正する要項

旭川医科大学初期臨床研修医研修資金貸与要項（平成20年4月9日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第10 研修資金に係る庶務は、<u>経営企画課</u>が処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11 この要項に定めるもののほか、研修資金の貸与に関し必要な事項は、学長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年9月18日から実施し、令和6年8月1日から適用する。</u></p> <p><b>【改正理由】</b></p> <p>令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第10 研修資金に係る庶務は、<u>総務課</u>が処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11 この要項に定めるもののほか、研修資金の貸与に関し必要な事項は、学長が別に定める。</p>